

自慢の米を大募集!

「西会津一うまい米コンテスト」



ネットからも申し込むことができます!

町では、西会津産米のおいしさを客観的に評価し、町内外への情報発信を通じ、町内産米の知名度向上と販売強化につなげるため、今年も「西会津一うまい米コンテスト」を開催します。

手塩にかけて育てた自慢の米をぜひ出品してください。

◆部門

- ◎コシヒカリ部門=町内産コシヒカリ
◎こだわりの品種部門=上記以外の町内産米

◆出品方法

参加申込書および出品する玄米500g(約3合)を10月19日(火)までに提出

◆審査方法

- ◎一次審査
食味計と整粒検査で測定し、上位5点が二次審査へ進みます。5点に選ばれた場合、同じほ場の玄米5kgを提供してもらいます。「こだわりの品種部門」は最上位に選ばれた米を奨励賞として二次審査は行いません。
◎二次審査
食味値上位5点の米を審査員が実食し、最優秀賞1点と優秀賞4点を決定します。

〈申込み・問い合わせ先〉

農林振興課 農政係 ☎45-4531

会津キリ振興連絡協議会から、会津桐の植栽用苗20本を無料で配布します。配布を希望する場合は、町農林振興課まで連絡ください。
※配布する苗木のサイズについて、希望に添えない場合があります。

会津桐の苗木を配付します

農林振興課 農政係 ☎45-4531

今年度も、米のモニタリング検査を実施します。検査は、旧市町村ごとに実施しますので、結果が判明するまでは米の出荷・販売・無償譲渡などを控えるようお願いいたします。なお、検査結果は県ホームページのほか、ケーブルテレビでも随時更新します。
〈問い合わせ先〉
農林振興課 農政係 ☎45-4531

米のモニタリング検査に伴う出荷・販売自粛のお願い

◆申込期限
10月15日(金)まで
〈申込み・問い合わせ先〉
農林振興課 林政係 ☎45-4531

クマの餌となる生ごみなどの管理に注意!

今年もクマの目撃情報が多く寄せられています。次のことに気を付けましょう。
◎餌となる米ぬかや生ごみ、収穫後の農作物などを屋外に放置しない
◎庭先の柿、栗などはなるべく早く収穫する
◎玄関や窓などの戸締りを忘れないで行う
※屋内に保管してある米ぬかなどを狙い、クマが侵入する事例が発生しているため、注意しましょう。

農政係 農林振興課 ☎45-4531



西会津地域活性化協議会 農林産物等集荷・買い物支援部会 活動報告

移動販売事業者と連携した実証事業を行っています

西会津地域活性化協議会の農林産物等集荷・買い物支援部会では、農林水産省の補助事業である農山漁村振興交付金を活用し、奥川地区を対象に、農家の高齢化対策としての円滑な農林産物等の集荷体制づくりおよび買い物困難者のための買い物支援の実証事業を町内の移動販売事業者と連携して実施しています。

農林産物等集荷支援については、事業者が通常営業活動の前に農家から野菜を集荷し、道の駅にしあいづに納品しています。

買い物支援については、サービス利用者が集落支援員に買い物を依頼し、集落支援員がスマートフォンやタブレット端末などのICT機器を用いて事業者に買い物を依頼しています。依頼を受けた事業者は、通常営業活動の後に、商品を購入し、サービス利用者宅に届けます。サービス利用者はその際に代金を支払う仕組みです。

今後は、実証事業終了後に実績を踏まえ、事業化について検討していきます。

〈問い合わせ先〉

- (農林産物等集荷) 町農林振興課 45-4531
(買い物支援) 町商工観光課 45-2213



▲事業者による野菜などの集荷作業

図 実証事業の一例



町では商品券の第3弾として、今年5月に町民一人あたり5000円の商品券を配付しました。本商品券は使用期限が過ぎると使用できなくなります。まだ使用していない場合は早めに使用ください。
◆対象者
令和3年4月1日時点で町に住民票がある人
◆使用期限
9月30日(木)
〈問い合わせ先〉
商工観光課 商工観光係 ☎45-2213

西会津町消費回復商品券の使用期限について

お知らせ INFORMATION

除草作業を支援します
町では、自治区で行う生活道路の除草作業に対し、次のような支援を実施しています。いずれも申請が必要となりますので、詳しくは左記まで問い合わせください。
◆支援内容
○トラクター装着型草刈り機の無償貸与
○自走式草刈り機の無償貸与
○草刈り機械用混合油などの無償交付(1回10リットル・年2回まで)
〈問い合わせ先〉
建設水道課 管理係 ☎45-4530



NET119 緊急通報システムの導入について
会津若松地方および喜多方地方消防通信指令事務協議会において、「NET119緊急通報システム」が8月下旬から導入されました。
このシステムは、聴覚または音声、言語機能に障がいがあり、音声による119番通報が困難な人が、自分のスマートフォンやタブレット端末などからインターネットを使って音声によらず119番通報できるシステムです。登録方法などの詳細については、町福祉介護課または会津若松地方・喜多方地方消防指令センターまで問い合わせください。
〈問い合わせ先〉
福祉介護課 福祉係 ☎45-2214
会津若松地方・喜多方地方消防指令センター ☎0242-59-1420

『家庭料理技能検定』を町役場で実施します！

町では、食育の一環として「家庭料理技能検定」を実施します。本検定を通し、食生活の充実と健康の保持・増進を目指しませんか？町では、検定料の補助のほか、公式テキストやC B T（コンピュータ試験）に対応したタブレット端末の貸し出しも行っていきますので、この機会にぜひ挑戦しましょう！

家庭料理技能検定…家族の健康管理に大切な家庭料理に栄養学と料理学を組み合わせた実践的な技術を認定する資格です。



- ◆試験日
 - 1次試験＝11月14日（日）
 - 《4級・5級》午前9時30分～午前10時15分
 - 《3級・2級》午前11時15分～正午
 - 2次試験＝令和4年2月6日（日）
- ◆会場
 - 1次試験＝町役場（2階会議室）
 - 2次試験＝町公民館（調理実習室）
- ◆受験資格
 - 町に住民票がある人
- ◆検定料（1次試験）
 - 2級＝5,000円 3級＝4,000円
 - 4級＝2,700円 5級＝1,800円
- ※町の補助あり（最大半額）
- ◆申込期限
 - 10月1日（金）

級	試験内容	試験難易度の目安
2	1次試験（筆記・マークシート）	高校生、大学・短大・専門学校1～2年生程度
3	2次試験（実技2品）	高校生、大学・短大・専門学校1年生程度
4	1次試験（C B T）のみ	中学生程度
5		小学生程度

＜申込み・問い合わせ先＞ 健康増進課 健康支援係 ☎45-4532

令和3年度創業塾を開催します

創業を志す皆さんを中心に経営手法やマーケティング技術などを学ぶ場として、「西会津町創業塾」を開催します。日程などの詳細は町ホームページに掲載しているほか、町商工観光課窓口にてチラシを配布しています。前半はセミナー形式、後半は個別面談形式で行う予定です。ぜひ参加ください。

＜申込み・問い合わせ先＞
商工観光課 地域振興係
☎45-2213

高齢者などの見守り協力店を募集します

町では、高齢者や障がい者の皆さんが安心して暮らし続けられるよう、町内で活動する民間事業所や商店などと協力し、地域で見守り、支え合っていく「高齢者等あんしん見守りネットワーク」の役割は、日頃「さりげない見守りや声掛け」の中で、高齢者などの些細な変化や異変を発見した場合、町福祉介護課に情報提供をもらうことです。その後、内容や状況に応じて町が関係機関と連携を図りながら、適切な支援へとつなげます。本事業には、多くの民間事業者や商店などの協力が必要となります。



▲見守り協力店となった事業者には、上記のステッカーを配布しています。

見守り協力店として登録したい、活動の内容を詳しく知りたい場合は、左記まで問い合わせください。
＜問い合わせ先＞
福祉介護課 福祉係
☎45-2214

高齢者・障がい者の作品展（ふるさとまつり）の作品を募集！

10月30日、31日の西会津ふるさとまつりで開催予定の「高齢者・障がい者作品展」の作品を募集しています。自慢の作品をぜひ応募ください。

◆募集作品

高齢者（60歳以上）または障がい者が制作した作品で、未発表のもの。作品の種類は、民芸品、工芸品、手芸品、書、絵画、句、陶芸など

◆作品搬入期限（厳守）

9月27日（月）～10月6日（水）

◆作品搬入場所

老人憩の家または町役場福祉介護課



＜問い合わせ先＞

福祉介護課 福祉係
☎45-2214

子育て世代生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯（低所得）に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、特別給付金（一時金）を支給します。申請方法などは下記まで問い合わせください。

◆対象児童

平成15年4月2日（※障害児（特別児童扶養手当認定相当）の場合は、平成13年4月2日）から令和4年2月28日までの間に出生した児童

◆支給対象者

次の養育要件のいずれかに該当し、かつ所得要件のいずれかに該当する人

【養育要件】

- ①令和3年4月分の児童手当受給者で公務員の人
- ②令和3年5月分～令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当または特別児童手当を受給できる人（公務員を含む）

【所得要件】

- (1)令和3年度分の市町村民税均等割が非課税の人
- (2)(1)以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、(1)と同様の事情にあると認められる人

◆支給額

対象児童1人あたり5万円

◆申請期限

令和3年10月1日（金）～令和4年3月15日（火）

＜申請・問い合わせ先＞

子育て支援センター（こゆりこども園内）
☎45-4332

9月20日～26日は動物愛護週間

9月20日から26日は動物愛護週間です。動物は、愛情と責任を持って飼いましょ。

◆犬を飼う人へ

- 登録や狂犬病予防注射を受けさせましょ
- 散歩をするときは、必ずリードをつけ、ふんは持ち帰りましょ
- 日常のトラブルを防ぐため、正しいしつけをましょ

◆猫を飼う人へ

交通事故や迷子になるのを防ぐため、室内飼いを勧められています。

◆野良猫に関する注意事項

飼い主不明の猫（野良猫）は管理されていないため、周辺へ迷惑行為をする場合があります。野良猫の繁殖を防ぐため、見かけても餌をあげないでください。

＜問い合わせ先＞

福島県動物愛護センター
会津支所
☎0242-29-5517

秋の全国交通安全運動

9月21日から30日の10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。また、9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

◆運動のスローガン

「安全は 気配り 目くばり 思いやり」

◆運動の重点

- ①子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- ②夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- ③自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底
- ④飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶